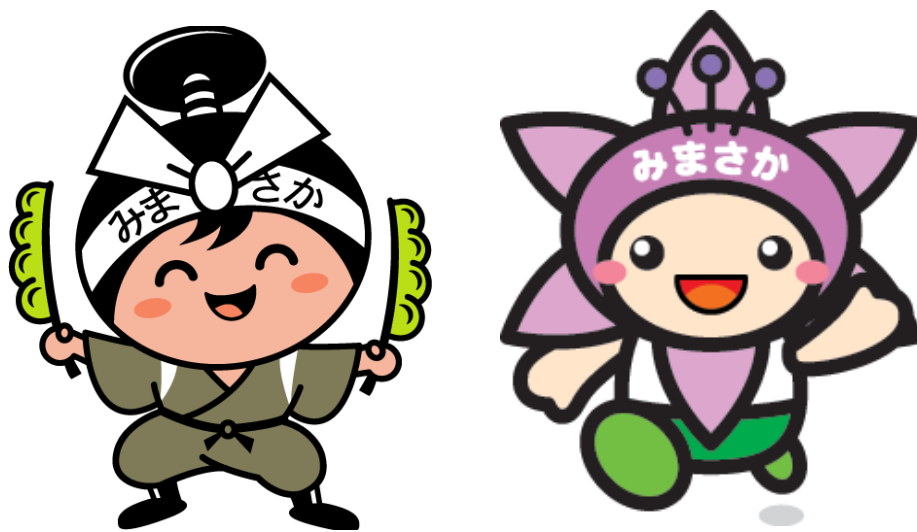


第 3 次

美作市男女共同参画プラン

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

【令和4年10月1日改訂版】



令和4年3月

美 作 市

目次

第1章 第3次美作市男女共同参画プラン策定	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
第2章 美作市における男女共同参画の取組と課題	2
1 第2次プランにおける取組状況と課題	
基本目標Ⅰ 男女があらゆる分野で共に活躍できる社会づくり	2
基本目標Ⅱ 女性が安心・安全に暮らせる環境づくり	3
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	4
第3章 男女共同参画社会の実現に向けた施策	6
1 基本理念	6
2 施策の体系	6
3 基本目標と重点目標	7
基本目標Ⅰ 誰もが共に活躍できる社会づくり	7
基本目標Ⅱ 誰もが安心・安全に暮らせる環境づくり	9
基本目標Ⅲ 多様性が尊重される社会に向けた基盤づくり	12
第4章 男女共同参画社会の推進	14
1 計画の推進	14
2 進捗状況の確認と計画の見直し	14
別表1 目標達成のための具体的な取り組み	15
別表2 成果目標	17
資料 令和2年度美作市男女共同参画社会に関する市民意識調査結果	18

第1章 第3次美作市男女共同参画プラン策定

1 計画策定の趣旨

美作市は、「美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例」（平成17年3月31日施行）を制定し、平成19年3月に「美作市男女共同参画プラン」を策定後、平成29年3月に改正した「第2次美作市男女共同参画プラン」（以下「第2次プラン」という。）に至るまで、男女共同参画に関する施策や事業を進めてきました。

また、国においては「第5次男女共同参画基本計画」、県においては「第5次おかやまウィズプラン」を策定しており、これまでの取り組みに「持続可能な開発目標（SDGs）の理念」「女性活躍加速のための重点方針」等を加えた新たな方針が示されました。

美作市は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響など、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、国や県の計画内容を勘案し、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させる指針とするため、新たに「第3次美作市男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条及び「美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例」第8条に基づき、令和3年2月に実施した「美作市男女共同参画社会に関する市民意識調査」（以下「意識調査」という。）の結果を踏まえ、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第5次おかやまウィズプラン」との整合性を図りつつ策定するものです。

また、本プランの一部を、女性活躍推進法第6条第2項に規定する市町村推進計画（女性活躍推進計画）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する市町村基本計画（DV防止基本計画）に位置付けます。

なお、この計画は、「第2期美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえるとともに、他の個別計画と連携した計画とします。

3 計画の期間

本プランの期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

男女共同参画とSDGs(持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに達成をめざす国際社会全体の開発目標です。「誰一人取り残さない」という基本理念を掲げ、貧困や教育、環境など17分野にわたる目標と169のターゲットから構成されています。

男女共同参画社会の実現は、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」だけでなく、保健（目標3）や教育（目標4）、就業機会（目標8）、平和（目標16）など、他のすべての目標の達成に関わる非常に重要な項目です。



第2章 美作市における男女共同参画の取組と課題

1 第2次プランにおける取組状況と課題

第2次プランでは、3つの基本目標を定めて取り組みを進めてきました。目標ごとの取組状況と課題について、令和2年度に実施した意識調査や国等の統計調査を参考に整理します。

【基本目標Ⅰ】男女があらゆる分野で共に活躍できる社会づくり

自分の意志により社会のあらゆる分野に参画し共に責任を担えるよう、市審議会等では性別に関わらない委員の登用に努めていますが、令和3年度は女性の登用率 24.2%となり、目標数値には届きませんでした。地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査より全国の市区町村の平均女性登用率は、27.1%、岡山県の平均女性登用率は 30.4%であり、美作市では、国全体の市区町村の状況よりも低い結果となりました。引き続き、女性の登用を推進します。

女性の就業率の増加やさまざまな分野での女性の活躍がみられるものの、政策・方針決定への参画は十分とはいえず、女性があらゆる分野に参画し活躍できるようポジティブアクション（積極的改善措置）※の促進や人材育成の支援が必要です。

また、「仕事」と「家庭」「プライベート」の優先度に関する意識調査では、希望は「仕事」「家庭」「プライベート」をともに優先と回答した人が32.4%と最も多いですが、現実には「仕事」が優先と回答した人が27.0%と多く、希望と現実と乖離があります。男女がともに仕事と家庭、地域活動が両立できるよう、子育てや介護等多様な生き方や多様な働き方に対応する支援策やワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりを推進していくことが必要です。

※ポジティブアクション（積極的改善措置）

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組

《参考資料》

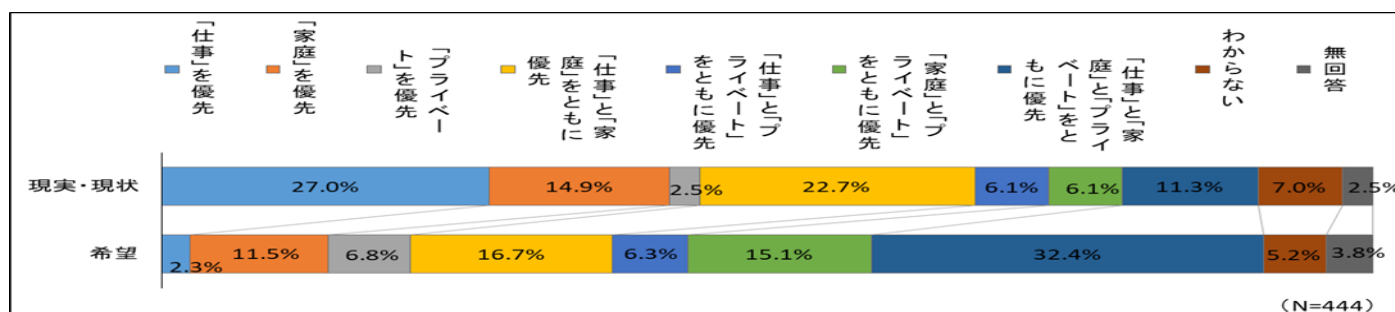
地方自治法（第180条の5・第202条の3）に基づく美作市の審議会等の女性の登用調査

調査年度	審議会等の数	委員数（総数）	うち女性の登用数	登用率（%）	目標値（%）
令和3年度	24	289	70	24.2	40.0
令和2年度	25	305	74	24.3	40.0

地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況より審議会等女性委員の登用

調査年度（対象）	審議会等の数	委員数（総数）	うち女性の登用数	登用率（%）	目標値（%）
令和2年度（全国市区町村）	43,419	591,941	160,538	27.1	29.5
令和2年度（岡山県）	743	11,303	3,439	30.4	31.2

《意識調査（抜粋：「仕事」「家庭」「プライベート」の優先度）》



《数値目標》

指 標	策定時	現況値	目標値
市の審議会等委員の女性比率	22.3%	24.2% (R3)	40.0%
市職員の女性比率（事務職、消防職）	23.8%、0.0%	28.1%、4.7% (R3)	30.0%、3.0%
職場において「男女平等」と答えた人の比率	20.7%	27.9% (R2)	50.0%
女性部会を設立した地区自治振興協議会数	5団体	7団体 (R3)	31団体
男女共同参画推進事業者の表彰数	4事業所	12事業所 (R3)	14事業所
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	7事業所	12事業所 (R2)	17事業所
市職員（男性）の育児休業等取得率	29.4%	81.8% (R2)	60.0%
病児・病後児童保育室数	1施設	2施設 (R2)	5施設
ファミリー・サポート・センター登録会員数	110名	144名 (R2)	前年度以上

【基本目標Ⅱ】女性が安心・安全に暮らせる環境づくり

お互いの人権を尊重するとともに、身体的性差を十分理解し、生涯にわたって心身ともに健康に過ごすことは、男女共同参画社会を実現するために必要なことです。

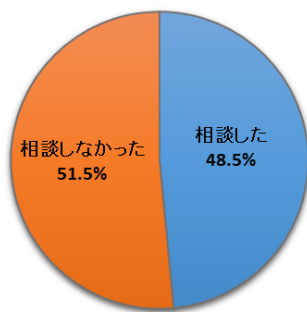
特に、女性は妊娠や出産、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があり、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

また、DV等の被害は、相談や届け出をすることに抵抗感を持つ人が多いため、誰にも相談しない場合が多く、被害が潜在化する傾向があります。相談は家族や友人、知人へ行うことがほとんどで市役所や県の相談窓口といった公的機関への相談は行われていないため、引き続き、啓発活動や広報の充実を図ります。

高齢者や障がい者、ひとり親等のさまざまな困難を抱える人々が、安心して暮らせるよう経済面や生活面での相談対応、情報提供、啓発活動など多方面な支援が必要です。

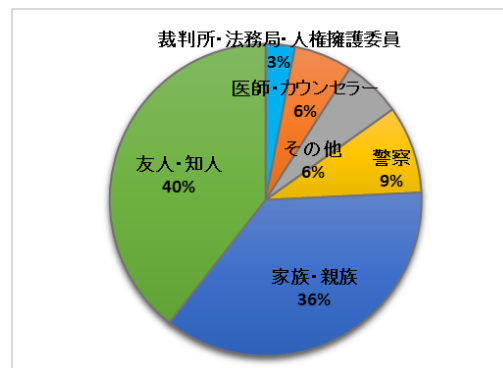
《意識調査（抜粋：DV相談の有無）》

問 11：DVを自身が受けたことがある方は、誰かに相談しましたか。



《意識調査（抜粋：DV相談先）》

問 12. 問 11 で相談した方で、誰にまたはどこに相談しましたか。



《数値目標》

指 標	策定時	現況値	目標値
ママと赤ちゃんの教室への妊産婦の参加者数	36名/年	39名 (R1)	前年度以上
女性の乳がん検診の受診率	36.1%	11.3% (R2)	50.0%
女性の子宮がん検診の受診率	29.3%	13.5% (R2)	50.0%
DV相談窓口を知らない人の割合	2.0%	29.4% (R2)	0.0%
DVについて相談できなかった人の割合	34.1%	58.8% (R2)	0.0%
DV関係機関との支援連携率	80.0%	100.0% (R2)	100.0%
ひとり親家庭等への就業支援による就労相談件数	56件	13件 (R2)	70件

【基本目標Ⅲ】男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

意識調査では、「男は仕事 女は家庭」という考え方に否定的な人は全体で7割以上と年々増加しており、固定的な性別役割分担意識は解消されつつあります。一方、家庭での役割については、「食事の支度」「洗濯」は妻、「生活費を得る」のは夫の役割との意識が高く、男女の地位の不平等感は根強く存在しています。

また、慣習・しきたりなどにおける男女の地位の平等感について、「男性優遇」と答えた人は半数を超え、「平等」と答えた人は11.9%にとどまり、「女性優遇」と答えた人は、わずかに3.4%でした。また、国の世論調査（令和元年）で「平等」と答えた人は22.6%であり、美作市では、国全体の状況よりも、さらに低い状況となっています。

なお、平成27（2015）年度の調査と比較すると「平等」と答えた人は0.9%減少しており、意識の向上はみられていません。今後においても男女共同参画社会の実現のため、男女平等の相互の理解と協力についての学習機会を充実し、性差別となる慣習やしきたりなどを改めるための啓発を積極的に行うことが必要です。

《参考資料》

慣習・しきたりにおける男女の地位の平等感

（単位：％）

内容	年度	男性優遇	平等	女性優遇	わからない	無回答	備考
美作市市民意識調査 （回答数 382 件）	H27 (2015)	72.5	12.8	3.7	7.1	3.9	対象者数 1,000 件
美作市市民意識調査 （回答数 444 件）	R2 (2020)	68.6	11.9	3.4	10.8	5.2	対象者数 1,000 件

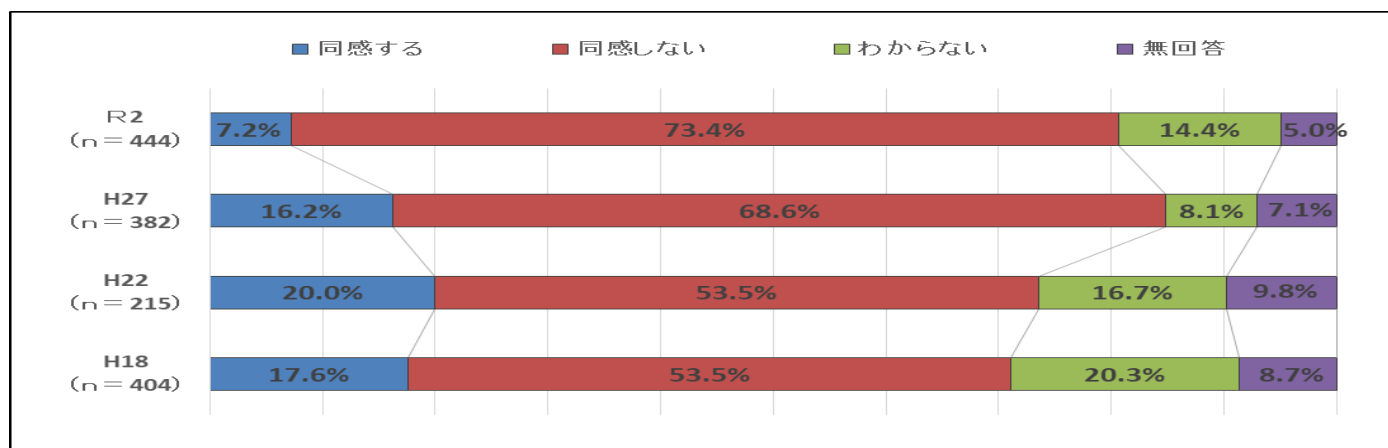
男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府HPよりR1.9公表）

（単位：％）

内容	年度	男性優遇	平等	女性優遇	わからない	無回答	備考
内閣府世論調査 （回答数 2,645 件）	R1 (2019)	70.1	22.6	2.3	5.0	—	対象者数 5,000 件

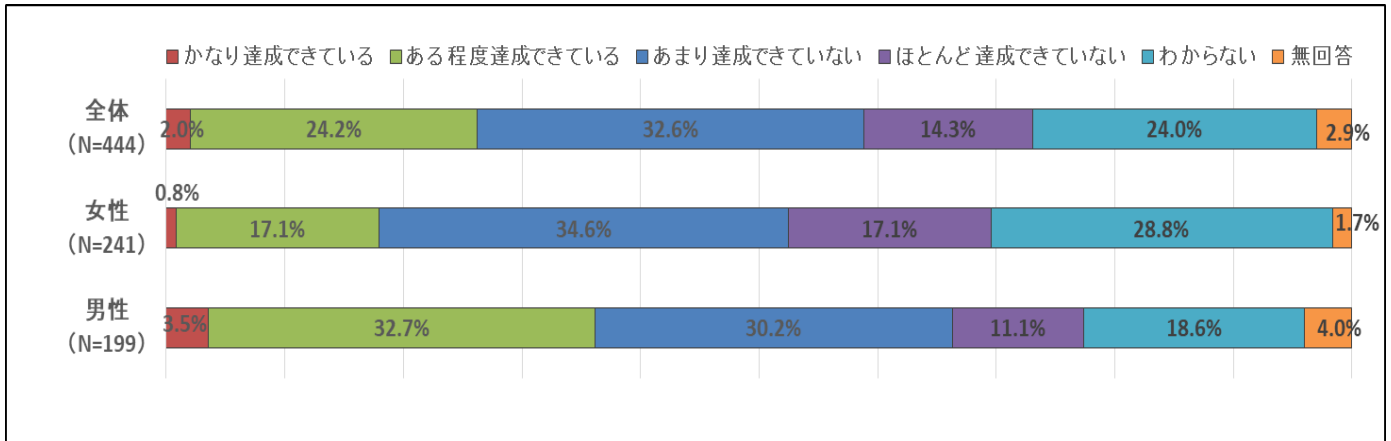
《意識調査（抜粋：性別役割分担意識）》

問：「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思いますか。



《意識調査（抜粋：男女共同参画社会の達成度）》

問：男女共同参画社会は達成できていると思いますか



《数値目標》

指 標	策定時	現況値	目標値
性別役割分担意識に「同感しない」と思う人の割合	68.6%	73.4% (R2)	80.0%
社会的通念・慣習・しきたりなどで「平等」と思う人の割合	12.8%	11.9% (R2)	30.0%
アンケート調査等調査票回収率	38.8%	44.4% (R2)	50.0%
男女共同参画（男女平等）に関する教職員研修	0回/年	1回 (R2)	1回/年
愛育委員による高校生の妊婦体験の体験者数	151名/年	184名 (R1)	前年度以上
各種講座への男性の参加率	—	21.8% (H30)	30.0%

男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会とは、「全ての人がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会」のことです。

「参画」という言葉は、単に「参加」ということではなく、方針の立案や決定などの「意思決定への参加」ということを意味します。

「ジェンダー」とは？

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。

第3章 男女共同参画社会の実現に向けた施策

1 基本理念

この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき「美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例（令和4年10月1日改正）」第3条に掲げる次の8つの事項を基本理念とし、美作市の男女共同参画社会の実現を目指します。

- 1 性別等を理由とする差別的取扱いを受けることなく、全ての人が個人としての尊厳を重んぜられ、自分らしく生き生きと暮らせること。
- 2 全ての人が、家事、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動の責任を分かち合い、家庭生活及び社会生活における活動を両立できること。
- 3 社会の制度や慣行が、性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず、性別等にかかわらず全ての人の社会活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- 4 性別等にかかわらず、全ての人が社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる分野における活動の方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- 5 男女共同参画の推進が、国際社会の取組と協調・連携して行われること。
- 6 全ての人の性と生殖における健康と権利が尊重され、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること。
- 7 全ての人の性自認及び性的指向が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。
- 8 男女平等の理念及び性の多様性を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされること。

2 施策の体系

基本目標

重点目標

《基本目標Ⅰ》

誰もが共に活躍できる社会づくり（女性活躍推進計画）

1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進
2. 働く場における男女共同参画の促進
3. ワーク・ライフ・バランスの実現
4. 家庭や地域社会における男女共同参画の促進

《基本目標Ⅱ》

誰もが安心・安全に暮らせる環境づくり

1. 生涯を通じた健康づくりの支援
2. あらゆる暴力の根絶
3. 困難を抱えた人が安心して暮らせる支援

DV防止基本計画

《基本目標Ⅲ》

多様性が尊重される社会に向けた基盤づくり

1. 多様性の理解促進
2. 男女共同参画意識の向上
3. 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

3 基本目標と重点目標

基本目標Ⅰ 誰もが共に活躍できる社会づくり

誰もが自らの意志によって社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できることは、幸福な暮らしの根幹です。

ニーズにあったサービスを提供するためにも、政策・方針の決定過程への女性の参画が必要です。行政はもとより、関係機関、各種団体、事業者・企業などへも働きかけ、女性の参画の拡大を一層推進します。

働く場における女性参画の促進は、男女の雇用の均等な機会と待遇が確保され、多様な働き方に対応する働きやすい職場環境の整備が必要です。そのため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進により、女性の活躍の場や機会を広げるとともに、企業や団体活動等においても男女がともに参画できる環境づくりについて啓発と支援を行います。

また、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来の中、地域が持続可能で災害にも強い地域社会を構築していくためには、これまで以上に男女が力を合わせて地域づくりを進めていく必要があります。

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、一人ひとりが仕事と家庭や地域活動、趣味や自己啓発などが両立できるよう誰もが働きやすい社会を目指します。

【重点目標 1】政策・方針決定過程への女性の参画促進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市では、審議会等へ積極的な女性の登用、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定などに取り組みます。

また、事業所や団体等へ意識啓発や情報提供を行い、意思決定過程への女性の参画が拡大するよう働きかけます。

施策の方向

- 行政における女性の参画推進
- 事業所・団体等の活動における女性の参画促進

【重点目標 2】働く場における男女共同参画の促進

すべての人がその能力を十分に発揮するために、性別による差別的扱いを受けないように取り組みを推進します。また、職場における問題等を防止し、男女が共に働きやすい職場環境づくりに積極的に進めている事業所等を顕彰することで雇用の場における男女共同参画の取り組みを推進します。

施策の方向

- 労働関係法令等の周知及び啓発
- 女性の職業生活における活躍支援

【重点目標 3】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発活動を推進するとともに、働くことを希望している人が仕事と子育て又は介護などの生活との二者択一を迫られることなく働き続け、能力が発揮できるよう、多様なライフスタイルに応じた子育て・介護サービス等の充実に努めます。

施策の方向

- 職業生活と家庭・地域生活の両立支援
- 子育て・介護支援体制の充実や環境整備

【重点目標4】家庭や地域社会における男女共同参画の促進

家庭や地域活動において、固定的性別役割分担意識にとらわれず、誰もがともに社会に参画できるよう、家庭での意識改革を図るための取り組みや地域活動における男女平等と男女共同参画意識の啓発に努めます。

また、男女共同参画の視点を取り入れた「地域防災計画」や「避難所運営マニュアル」を作成し、防災における女性の参画を促進します。

施策の方向

- 家庭における男女共同参画の促進
- 地域活動における男女共同参画の促進
- 防災における男女共同参画の促進

《目標達成のための具体的な取組》

取組内容	個別目標	
	達成内容	数値目標
市の審議会等における女性の登用	女性の参画のない審議会等の数	減少
美作市特定事業主計画※の策定及び公表	点検及び評価	1回/年
事業所に対する女性の方針決定過程への参画拡大についての働きかけ	女性活躍または次世代育成のいずれかの行動計画策定事業所数	事業所増
	美作市男女共同参画推進者表彰実施	2事業所/年
男女雇用機会均等法、労働基準法及びパートタイム労働法等の周知徹底	広報みまさか、ホームページ及びチラシ等による情報提供、啓発	随時
女性が働きやすい職場環境への啓発	美作市男女共同参画推進者表彰実施【再掲】	2事業所/年
職業の能力開発講座等の情報提供	県などが実施する講座等の情報提供	随時
ワーク・ライフ・バランスの情報提供と意識啓発	職員に育児・介護などの休暇・制度の周知	1回/年
	広報みまさかやホームページ等を活用した情報提供	随時
	女性活躍または次世代育成のいずれかの行動計画策定事業所数【再掲】	事業所増
	美作市男女共同参画推進者表彰実施【再掲】	2事業所/年
放課後児童クラブ、病児病後保育施設、ファミリーサポートセンターの運営支援	広報みまさかやイベント等での制度周知	1回以上/年
介護保険制度の情報提供	広報みまさかやチラシ等による周知（制度改正時）	随時
子育て・介護に関する相談支援体制の充実	新生児訪問	100%
	総合相談支援センター等関係機関との連携	随時
家庭における男女共同参画の促進	広報みまさか、ホームページ及びチラシ等による情報提供、啓発	随時
地域活動における男女共同参画の促進	広報みまさか、ホームページ及びチラシ等による情報提供、啓発	随時
地域で実施される団体活動等への支援	地区自治振興協議会（女性部）補助金の周知	1回以上/年
	市民活動団体等支援補助金の周知	1回以上/年
避難所施設運営における女性の参画	職員配置の見直し	随時
男女のニーズに配慮した避難物資の整備	避難物資の整備見直し	随時
女性消防団員の入団促進	女性消防団員数	増員

※美作市特定事業主計画

美作市が特定事業主として、美作市職員を対象に策定した計画。職員の子育てに対する意識を高め、仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するために計画を策定。

成果指標

評価指標	策定時	目標値
市審議会等への女性委員の登用率	24.2%	40%
「男は仕事 女は家庭」という考えに同感しない人の割合	73.4%	80%
職場の男女の平等感について、市民が「平等」と考える割合	27.9%	40%
女性活躍または次世代育成のいずれかの行動計画策定事業者数	21社	50社
地域社会の男女の平等感について、市民が「平等」と考える割合	27.9%	40%
家庭生活の男女の平等感について、市民が平等と考える割合	25.2%	40%

基本目標Ⅱ 誰もが安心・安全に暮らせる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの人権が尊重され、その生涯を通じて健康で、安心して暮らすことのできる環境づくりが重要です。

暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していくうえで克服すべき課題です。配偶者等からの暴力や性犯罪、性暴力、セクシャル・ハラスメントなどのあらゆる暴力根絶や高齢、障がい、ひとり親などで困難な状況に置かれている方へのきめ細かな支援等により、誰もが安心・安全に暮らせる環境づくりに取り組みます。

また、性に関する相互理解を促進するとともに、安心の基盤である生涯における健康の実現のため、ライフステージに応じて、心身の適切なサポートが得られるように支援します。

【重点目標 1】生涯を通じた健康づくりの支援

男女がお互いの身体的特徴を十分に理解しあい、妊娠や出産などお互いがより良い協力関係を保ち、健やかに暮らすことができるよう、性に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

また、男女のライフステージに応じた、心身の健康の保持・増進が出来るように支援します。

施策の方向

- 性に関する正しい知識の普及啓発
- 生涯を通じた心とからだの健康づくりの支援

【重点目標 2】あらゆる暴力の根絶

配偶者や交際相手からの暴力やセクシャル・ハラスメント、性暴力等あらゆる暴力の未然防止・根絶に向けて、社会的理解の促進や若者層向けの啓発・教育の充実を図り、関連機関との連携協力を進めます。

また、被害者とその子どもへの安全確保や自立に向けた支援の充実など、児童虐待等関係機関とも連携し、初期の相談から地域に根差した自立までの、切れ目のない一体的な支援体制の構築を進めます。

施策の方向

- 被害者の早期発見及び相談・支援・救済体制の充実
- 関係機関との連携協力の推進
- あらゆる暴力の防止対策の推進

【重点目標 3】 困難を抱えた人が安心して暮らせる支援

社会的に弱い立場にある高齢者やひとり親家庭、引きこもり、障がいがあることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれる方が安心して暮らせるよう、生活支援や環境整備を行います。

また、生活に困窮する方やさまざまな困難を抱える人々にも、一人ひとりの生活上の困りごとに寄り添った幅広い支援を行います。

施策の方向

- ひとり親家庭の生活の安定と自立促進
- 高齢者、障がいがある人等の自立支援体制の充実
- 生活困窮者に対する自立支援

《目標達成のための具体的な取組》

取組内容	個別目標	
	達成内容	数値目標
思春期における健康教育の充実	発達段階に応じた性教育指導	1 回以上/年
若年層を対象とする意識啓発	妊婦体験の実施	1 回以上/年
乳がん、子宮がんについての正しい知識の普及啓発と受診率の向上	地域の組織と協力した受診勧奨、広報みまさか、ホームページ及びチラシ等による情報提供、啓発	1 回以上/年
妊娠出産に関する健康診査、保健指導、相談体制の充実	新生児訪問【再掲】	100%
不妊治療に関する相談・経済的支援の充実	広報紙等掲載	1 回以上/年
DV に関する市民への意識啓発	広報みまさか、ホームページ及びチラシ等による情報提供、啓発	1 回以上/年
DV 被害者の相談窓口の周知	ホームページ、パンフレットによる相談機関の紹介や相談者に対する情報提供	1 回以上/年
被害者早期発見体制の充実	民生委員、児童委員へパンフレット等による啓発や相談先の紹介	随時
要保護児童対策地域協議会実務会議	県や警察等の関係機関との連携	随時
職場におけるハラスメント防止啓発	企業に対する人権啓発研修等の情報提供	随時
	市職員を対象とする研修会等の実施	1 回以上/年
ひとり親家庭の就労支援・相談支援	支援制度の周知	随時
重層的支援体制整備事業※の実施	事業開始	令和 4 年度
	重層的支援会議	随時
障がい者理解の普及啓発活動	講座等の開催や情報提供	随時
貧困対策制度の周知	広報みまさか、ホームページ及びチラシ等による情報提供（新制度開始時等）	随時

※重層的支援体制整備事業

近年、地域住民が抱える課題が複雑化し、1つの世帯に同時に他分野の様々な問題が発生している。そのような問題を解決するために、障がい者・子ども・高齢者・困窮者の分野において、縦割りの弊害をなくすために始まった事業。具体的な事業内容の一つとして、全ての世代において属性、分野（障がい者・子ども・高齢者・困窮者）を問わない相談窓口を設置し、断らない相談支援を実施するとともに、複層的な問題を抱えた世帯に対して多機関が協働し自立に向けた支援を実施することなどがある。

成果指標

評価指標	策定時	目標値
配偶者や恋人等から暴力を受けたことがある人の割合	8%	減少
配偶者や恋人等から暴力を受けた方の相談率	48.5%	80%

女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）



内閣府は、11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として定め、地方公共団体や女性団体、その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発など女性に対する暴力の問題に関する取り組みを強化して実施しています。

パープルリボンは、女性への暴力根絶を目指して、女性に対する暴力を許さない社会をつくらうとする運動の国際的なシンボルマークです。

一人でも多くの方が暴力や虐待に対して関心を持つようになることや、現在、暴力の下に身を置いている人が勇気を持てるようにという願いが込められています。

基本目標Ⅲ 多様性が尊重される社会に向けた基盤づくり

男女共同参画の推進は、性別、年齢、国籍や文化的背景の違いなどにかかわらず、幅広く多様な個人を尊重し認め合う社会の実現につながるものです。そして、性（セクシュアリティ）は「男性」「女性」という枠組みだけでなく、実際はひとりひとりがグラデーションのように多様です。

すべての人々が、自分らしく生きていけるよう、社会全体が多様性を尊重する基盤づくりを進めることが重要です。

誰もが互いに個性を尊重し合い、それぞれの個性や能力が発揮できるよう、啓発や教育・学習を通じて人権尊重や男女共同参画に関する意識の高揚を図ります

【重点目標1】多様性の理解促進

多様な性のあり方についての理解を深めるため、差別や偏見につながらないように十分配慮をしながら、講座の開催や啓発等を通して様々な世代に学習機会の提供を行います。

また、学校現場においても、多様な性を認める意識を育むための教育と相談体制の充実を図ります。

施策の方向

- 性的指向・性自認※等に関する理解の促進
- 国際化の中での男女共同参画の促進

※性的指向・性自認

人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうかを示す概念を「性的指向」といいます。対象が異性に向かう場合を異性愛、同性に向かう場合を同性愛、男女両方に向かう場合を両性愛といいます。

また、自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念を「性自認」といいます。「こころの性」と呼ばれることもあります。

【重点目標2】男女共同参画意識の向上

一人ひとりの生き方が尊重され、あらゆる人が能力を発揮するためには、家庭や学校、地域、職場などにおいて、男女平等・男女共同参画意識を広めていくことが重要です。

男女共同参画に関する認識が、社会の中で共通の課題として認識され、地域の中で共に取り組みを進めていくことができるよう、教育・学習・啓発の機会の充実に努めます。

施策の方向

- 男女共同参画に関する意識啓発及び社会制度・慣行の見直しに向けた啓発の充実
- 若年層を対象とする男女共同参画の意識啓発の充実
- 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供

【重点目標3】男女共同参画推進のための教育・学習の充実

男女平等・男女共同参画の視点に立った人権教育等を推進し、一人ひとりの個性や能力に応じて進路選択ができるよう、子どもの頃から男女共同参画の理解促進に努め、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消につなげます。

施策の方向

- 教育の場における男女平等と男女共同参画の意識づくり
- 人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進

《目標達成のための具体的な取組》

取組内容	個別目標	
	達成内容	数値目標
性的指向・性自認等に関する理解促進	広報みまさかやホームページ等での啓発、講座等の開催	1回以上/年
	職員の研修会等の開催	1回以上/年
人権、男女平等・男女共同参画に配慮した表現の推進	広報みまさかなどの市の刊行物等における人権、男女平等・男女共同参画に配慮した表現の推進	随時
多様性に配慮した取組	各種様式における性別記載の見直し	随時
	公共施設（障がい者トイレ等）の見直し	随時
国際交流の推進	国際交流事業の実施	1回以上/年
多文化共生の理解の促進	日本語教室や外国語講座等の開催場所の拡充	開催場所増
男女共同参画に関する講座・講演会等の開催及び情報提供	広報みまさかやホームページによる広報、パネル展の開催や図書館での関連図書の展示コーナーの設置、講座等の開催	1回以上/年
男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関する書籍や資料の収集・貸出・特集の実施(市内図書館)	随時
男女共同参画に関する意識調査の実施	講座、講演会等でのアンケート実施	随時
男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	児童・生徒を対象とした講演会等の開催	1回以上/年
ジェンダーにとらわれないキャリア教育	性別に関係なく男女共同で取り組む職場体験の実施	1回
職員への研修の充実	職員の研修会等の開催	1回以上/年
男女共同参画に関する講座・講演会等の開催	パネル展の開催や図書館での関連図書の展示コーナーの設置、講座等の開催	1回以上/年

成果指標

評価指標	策定時	目標値
慣習・しきたりなどで「平等」と思う人の割合	11.9%	30%
性的少数者またはLGBT※の言葉の意味を知っている割合	79.2%	90%
男女共同参画社会の達成度	26.2%	50%

※性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）

生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない人、性的指向が同性や両性（男女両方）に向いている人など、性のあり方が多数派と異なる人のこと。

LGBTとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）の頭文字をとった、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の総称のひとつ。

LGBT以外にも、クエスチョニング（自身の性自認や性的指向が定まっていない人）など、様々な人たちがいます。そのような意味でも、「LGBTQ+」という言葉もあります。

第4章 男女共同参画社会の推進

1. 計画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、多方面からの取り組みが必要です。総合的な視点で施策を推進するためには、国や県、関係機関との連携に努め、情報の共有化や事業協力を図り、効果的に施策を推進します。

美作市では美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例により、市、市民、事業者の役割を定めています。

市	(1)市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「施策」という。）を策定し、実施する責務を有する。 (2)市は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、学校教育等教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。 (3)市は、施策を推進するに当たり、国、県、市民及び事業者と相互に連携と協力を図るよう努めなければならない。	第4条
市民	(1)市民は、男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めるものとする。 (2)市民は、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。	第5条
事業者	(1)事業者は、その事業活動に関して、男女共同参画の推進に努めるものとする。 (2)事業者は、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。	第6条

2. 進捗状況の確認と計画の見直し

計画に基づく男女共同参画社会の実現に向けた施策は、全庁が連携して推進する必要があります。美作市では、庁内の推進組織として「美作市男女共同参画推進本部」を中心に各課が連携して施策の推進を図り、その進捗状況の確認等を行い、進行管理に努め、「美作市男女共同参画審議会」に報告します。

別表1 目標達成のための具体的な取組

基本目標Ⅰ 誰もが共に活躍できる社会づくり

取組内容	個別目標	
	達成内容	数値目標
市の審議会等における女性の登用	女性の参画のない審議会等の数	減少
美作市特定事業主計画の策定及び公表	点検及び評価	1回/年
事業所に対する女性の方針決定過程への参画拡大についての働きかけ	女性活躍または次世代育成のいずれかの行動計画策定事業所数	事業所増
	美作市男女共同参画推進者表彰実施	2事業所/年
男女雇用機会均等法、労働基準法及びパートタイム労働法等の周知徹底	広報みまさか、ホームページ及びチラシ等による情報提供、啓発	随時
女性が働きやすい職場環境への啓発	美作市男女共同参画推進者表彰実施【再掲】	2事業所/年
職業の能力開発講座等の情報提供	県などが実施する講座等の情報提供	随時
ワーク・ライフ・バランスの情報提供と意識啓発	職員に育児・介護などの休暇・制度の周知	1回/年
	広報みまさかやホームページ等を活用した情報提供	随時
	女性活躍または次世代育成のいずれかの行動計画策定事業所数【再掲】	事業所増
	美作市男女共同参画推進者表彰実施【再掲】	2事業所/年
放課後児童クラブ、病児病後保育施設、ファミリーサポートセンターの運営支援	広報みまさかやイベント等での制度周知	1回以上/年
介護保険制度の情報提供	広報みまさかやチラシ等による周知（制度改正時）	随時
子育て・介護に関する相談支援体制の充実	新生児訪問	100%
	総合相談支援センター等関係機関との連携	随時
家庭における男女共同参画の促進	広報みまさか、ホームページ及びチラシ等による情報提供、啓発	随時
地域活動における男女共同参画の促進	広報みまさか、ホームページ及びチラシ等による情報提供、啓発	随時
地域で実施される団体活動等への支援	地区自治振興協議会（女性部）補助金の周知	1回以上/年
	市民活動団体等支援補助金の周知	1回以上/年
避難所施設運営における女性の参画	職員配置の見直し	随時
男女のニーズに配慮した避難物資の整備	避難物資の整備見直し	随時
女性消防団員の入団促進	女性消防団員数	増員

基本目標Ⅱ 誰もが安心・安全に暮らせる環境づくり

取組内容	個別目標	
	達成内容	数値目標
思春期における健康教育の充実	発達段階に応じた性教育指導	1回以上/年
若年層を対象とする意識啓発	妊婦体験の実施	1回以上/年
乳がん、子宮がんについての正しい知識の普及啓発と受診率の向上	地域の組織と協力した受診勧奨、広報みまさか、ホームページ及びチラシ等による情報提供、啓発	1回以上/年
妊娠出産に関する健康診査、保健指導、相談体制の充実	新生児訪問【再掲】	100%
不妊治療に関する相談・経済的支援の充実	広報紙等掲載	1回以上/年
DVに関する市民への意識啓発	広報みまさか、ホームページ及びチラシ等による情報提供、啓発	1回以上/年
DV被害者の相談窓口の周知	ホームページ、パンフレットによる相談機関の紹介や相談者に対する情報提供	1回以上/年
被害者早期発見体制の充実	民生委員、児童委員へパンフレット等による啓発や相談先の紹介	随時
要保護児童対策地域協議会実務会議	県や警察等の関係機関との連携	随時
職場におけるハラスメント防止啓発	企業に対する人権啓発研修等の情報提供	随時
	市職員を対象とする研修会等の実施	1回以上/年
ひとり親家庭の就労支援・相談支援	支援制度の周知	随時
重層的支援体制整備事業の実施	事業開始	令和4年度
	重層的支援会議	随時
障がい者理解の普及啓発活動	講座等の開催や情報提供	随時
貧困対策制度の周知	広報みまさか、ホームページ及びチラシ等による情報提供（新制度開始時等）	随時

基本目標Ⅲ 多様性が尊重される社会に向けた基盤づくり

取組内容	個別目標	
	達成内容	数値目標
性的指向・性自認等に関する理解促進	広報みまさかやホームページ等での啓発、講座等の開催	1回以上/年
	職員の研修会等の開催	1回以上/年
人権、男女平等・男女共同参画に配慮した表現の推進	広報みまさかななどの市の刊行物等における人権、男女平等・男女共同参画に配慮した表現の推進	随時
多様性に配慮した取組	各種様式における性別記載の見直し	随時
	公共施設（障がい者トイレ等）の見直し	随時
国際交流の推進	国際交流事業の実施	1回以上/年
多文化共生の理解の促進	日本語教室や外国語講座等の開催場所の拡充	開催場所増
男女共同参画に関する講座・講演会等の開催及び情報提供	広報みまさかやホームページによる広報、パネル展の開催や図書館での関連図書の展示コーナーの設置、講座等の開催	1回以上/年
男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関する書籍や資料の収集・貸出・特集の実施(市内図書館)	随時
男女共同参画に関する意識調査の実施	講座、講演会等でのアンケート実施	随時
男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	児童・生徒を対象とした講演会等の開催	1回以上/年
ジェンダーにとらわれないキャリア教育	性別に関係なく男女共同で取り組む職場体験の実施	1回
職員のへの研修の充実	職員の研修会等の開催	1回以上/年
男女共同参画に関する講座・講演会等の開催	パネル展の開催や図書館での関連図書の展示コーナーの設置、講座等の開催	1回以上/年

別表2 成果目標 ～5年後(令和8年度)の目標数値～

評価指標		策定時（現状）	目標値(R8)
①	市審議会等への女性委員の登用率	24.2%	40%
②	「男は仕事 女は家庭」という考えに同感しない人の割合	73.4%	80%
③	職場の男女の平等感について、市民が「平等」と考える割合	27.9%	40%
④	女性活躍または次世代育成のいずれかの行動計画策定事業者数	21社	50社
⑤	地域社会の男女の平等感について、市民が「平等」と考える割合	27.9%	40%
⑥	家庭生活の男女の平等感について、市民が「平等」と考える割合	25.2%	40%
⑦	配偶者や恋人等から暴力を受けたことがある人の割合	8%	減少
⑧	配偶者や恋人等から暴力を受けた方の相談率	48.5%	80%
⑨	慣習・しきたりなどで「平等」と思う人の割合	11.9%	30%
⑩	性的少数者またはLGBTの言葉の意味を知っている割合	79.2%	90%
⑪	男女共同参画社会の達成度	26.2%	50%

※現状の数値は、令和2年度美作市男女共同参画社会に関する市民意識調査結果を計上しています。

ただし、①④は除く。

①令和3年度地方自治法（第180条の5・第202条の3）に基づく美作市の審議会等の女性の登用調査結果より

④厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」より

令和2年度美作市男女共同参画社会に関する市民意識調査結果

1. 調査の目的

男女共同参画社会に関する市民の意識と実態について知ることで、
「美作市男女共同参画基本計画の進捗状況を把握する基礎資料の1つとするとともに、次期計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の設計

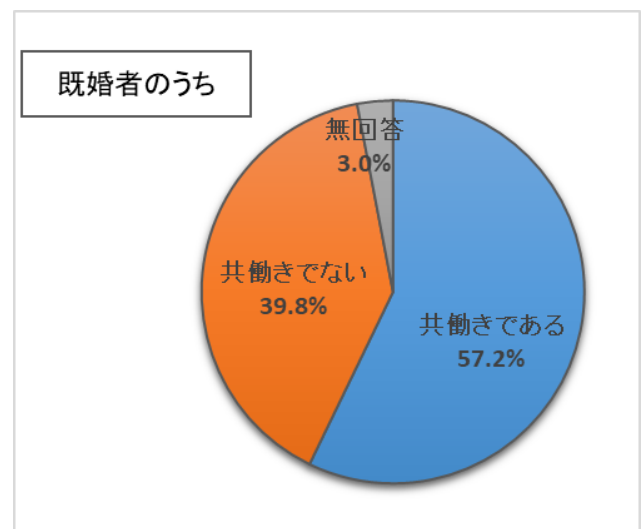
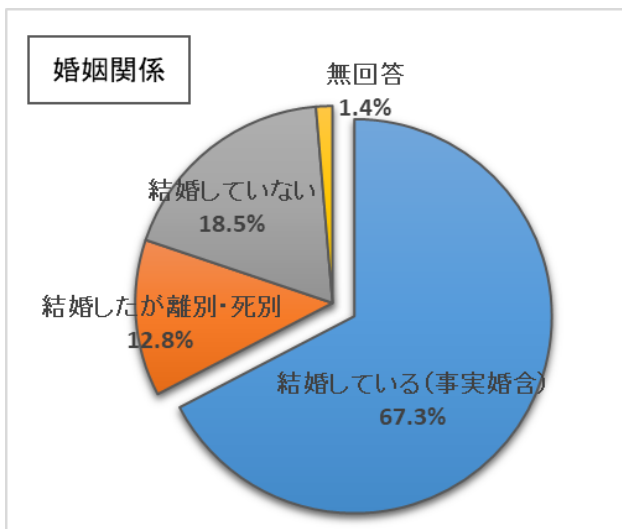
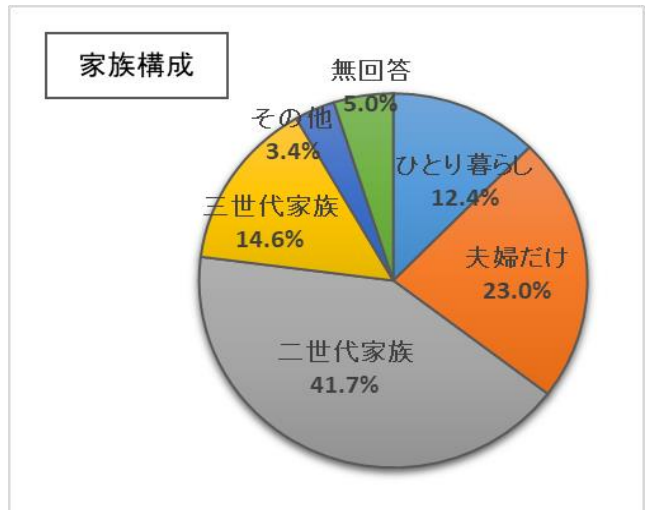
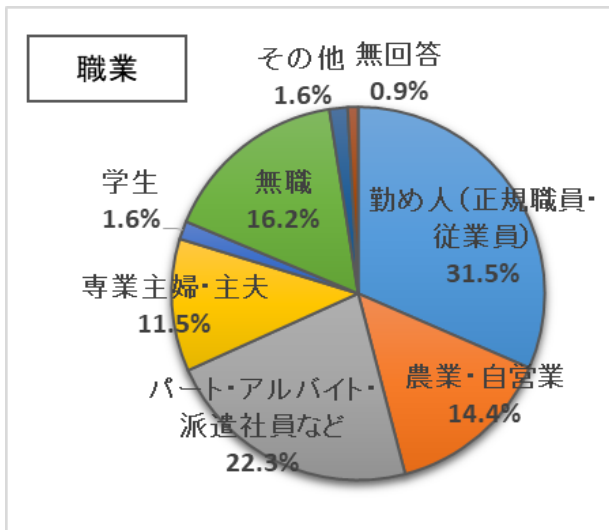
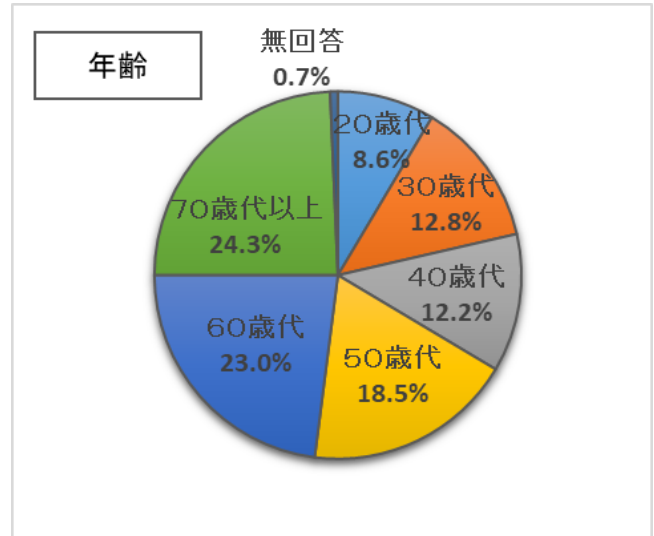
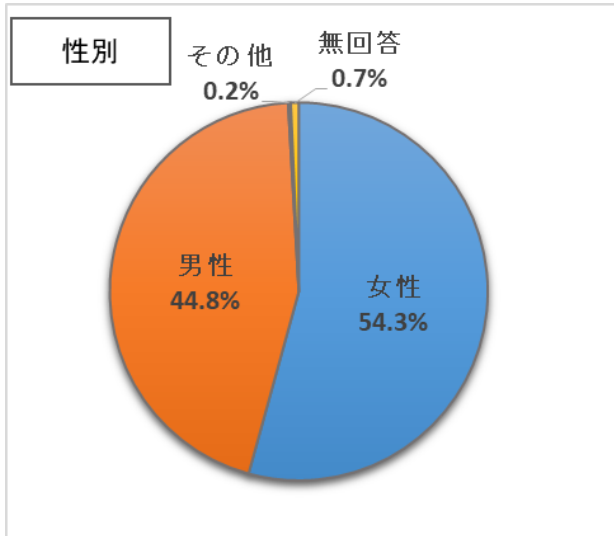
- (1) 調査地域 美作市
- (2) 調査対象 美作市に居住する20歳以上の男女 1,000名
- (3) 抽出方式 住民基本台帳から無作為抽出（基準日：令和3年2月1日）
- (4) 調査方法 郵送配布、郵送回答またはインターネット回答
- (5) 調査期間 令和3年2月12日～26日

3. 回収結果

- (1) 回収数 444件（回収率 44.4%）
うち インターネット回答 50件（全体の11.3%）
- (2) 有効回収数 444件（有効回収数 44.4%）
うち 女性：241件（54.3%）
男性：199件（44.8%）
その他：1件（0.2%）
無回答：3件（0.7%）

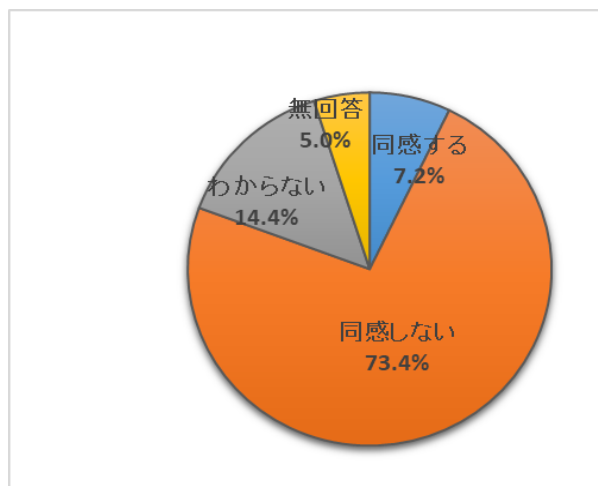
《基本情報》

問：あなた自身のことについてお尋ねします。

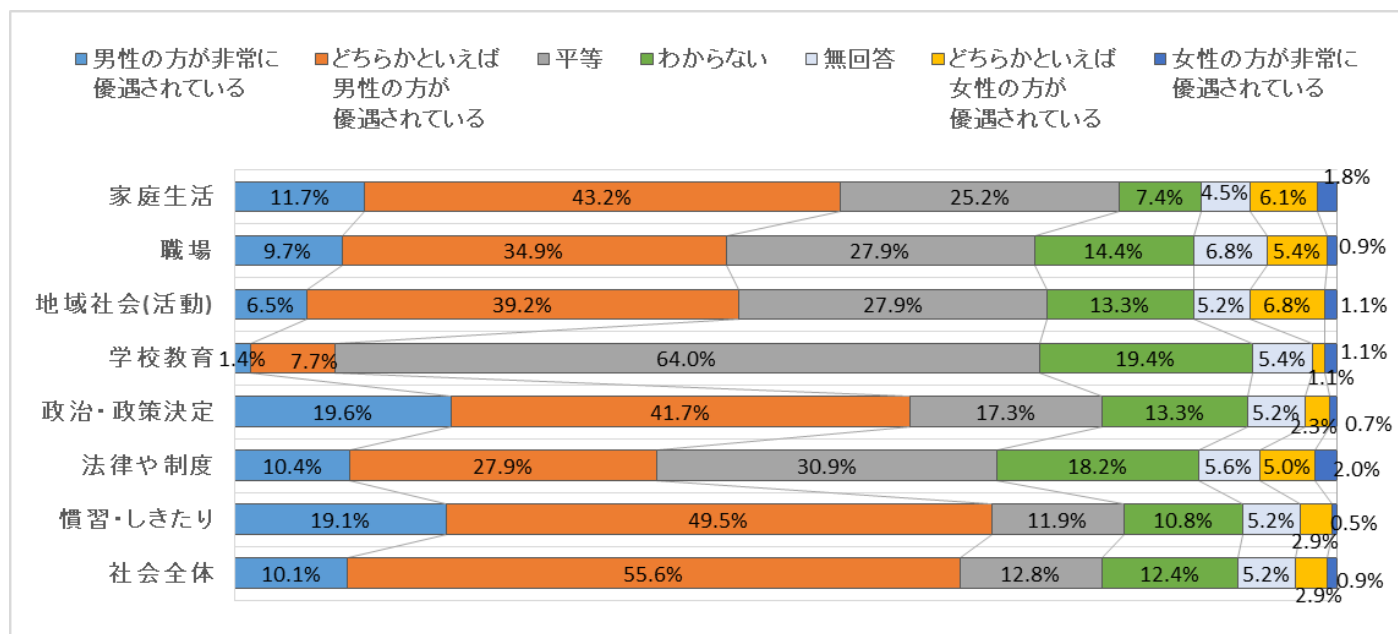


【男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備】

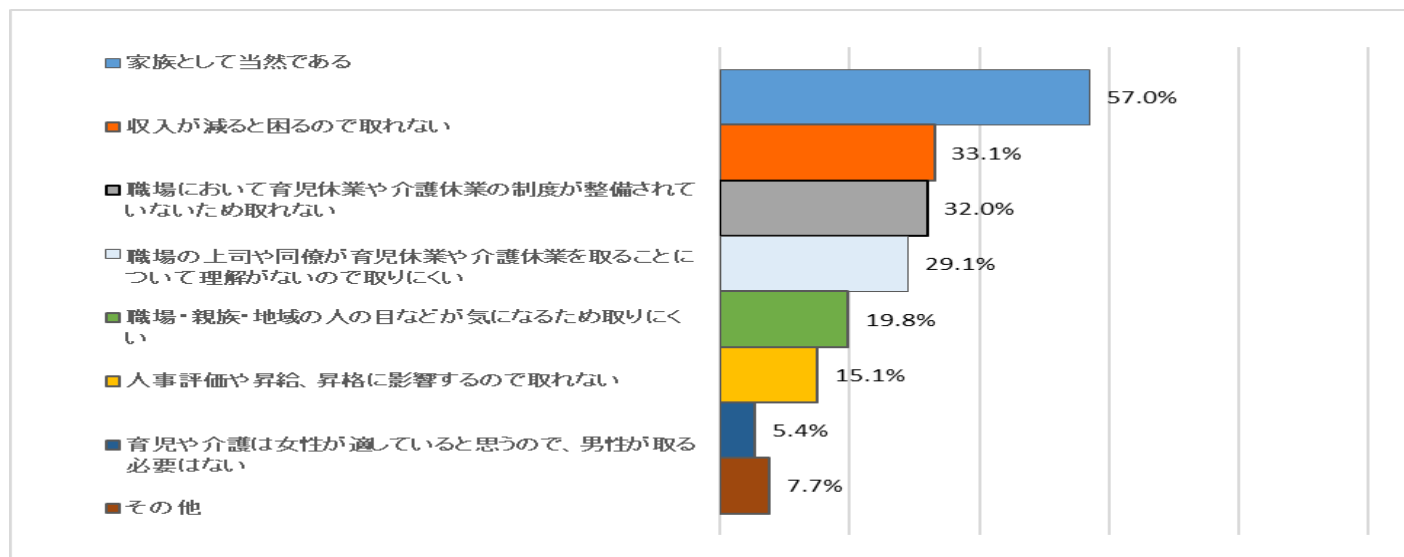
問 1. 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思いますか。



問 2. あなたは、次にあげる場面・分野において男女平等になっていると思いますか。

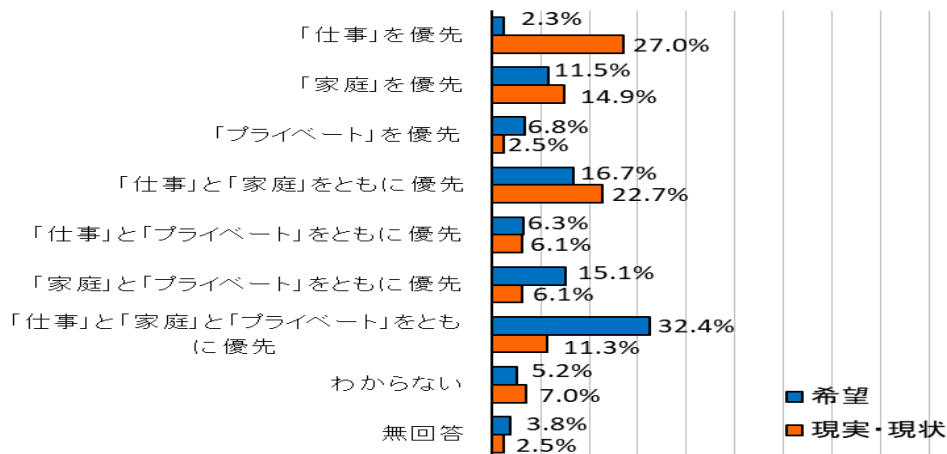


問 3. 男性が育児休業・介護休業を取ることに、どう思いますか。

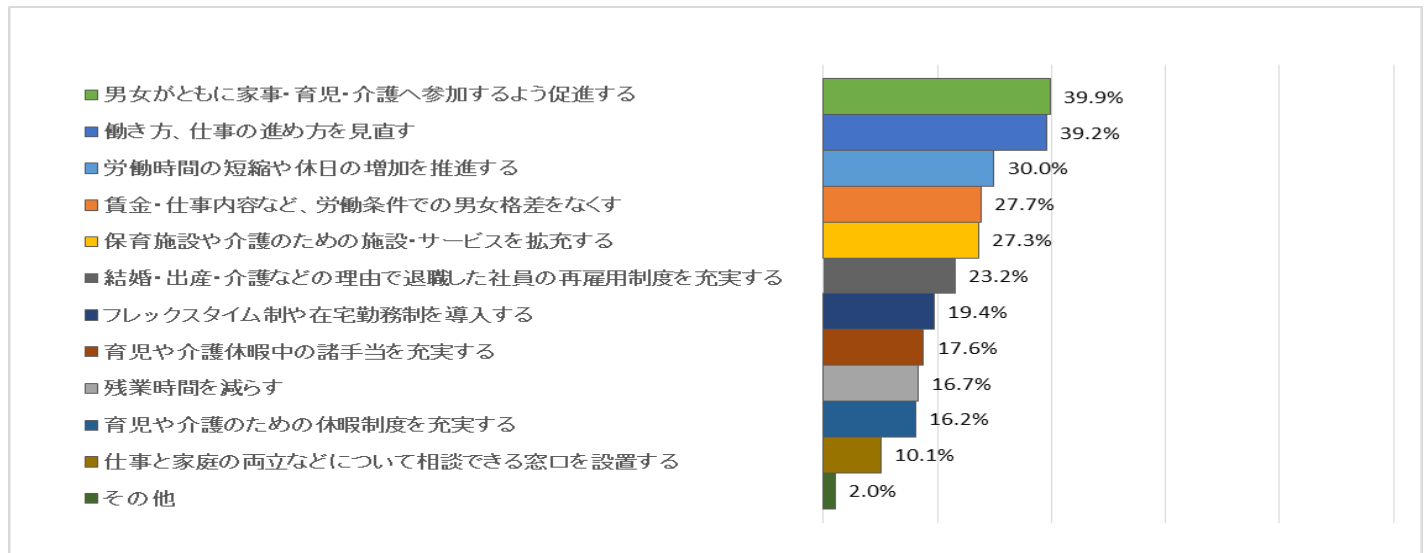


【男女があらゆる分野で共に活躍できる社会づくり】

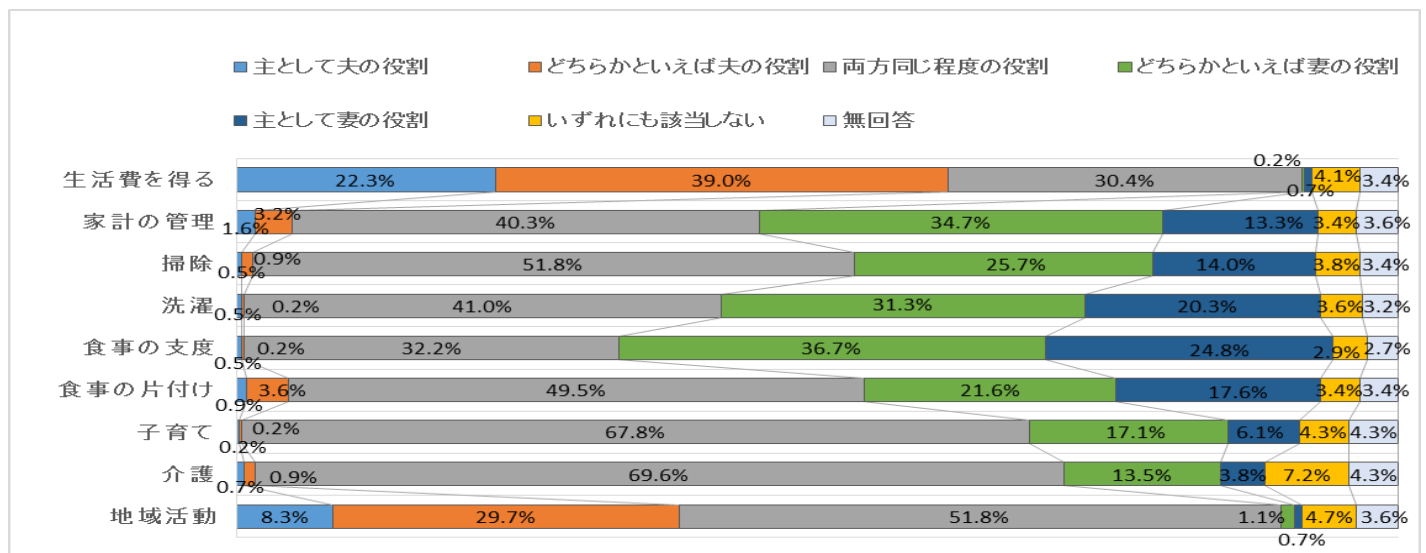
問4. 生活の中での「仕事」「家庭」「プライベート」の優先度について、希望と現実・現状に近いものを選んでください。



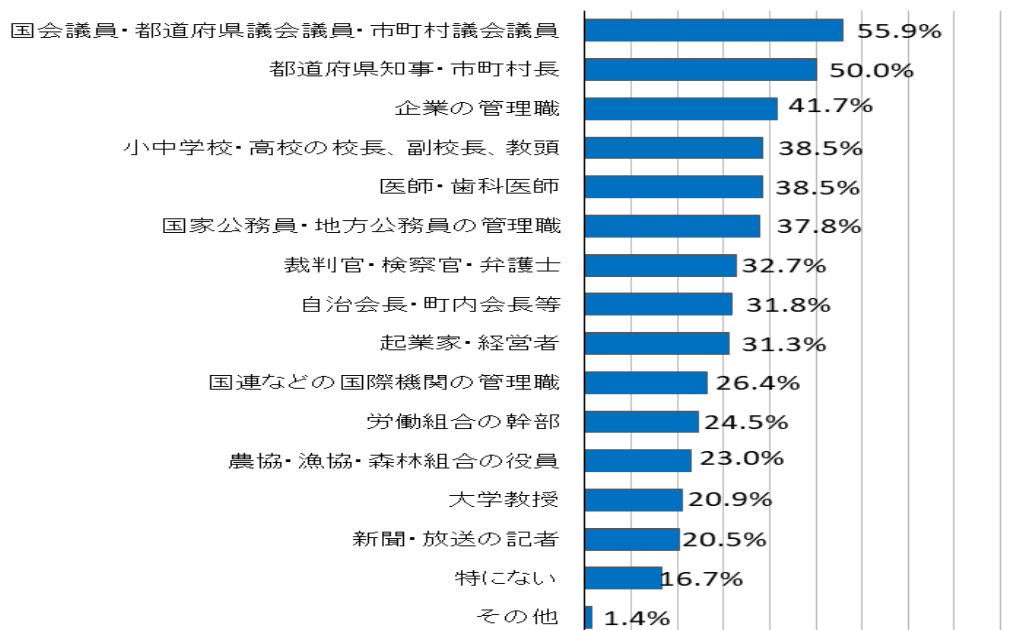
問5. 「仕事」「家庭」「プライベート」の調和を進めるために、どのようなことが必要だと思いますか。



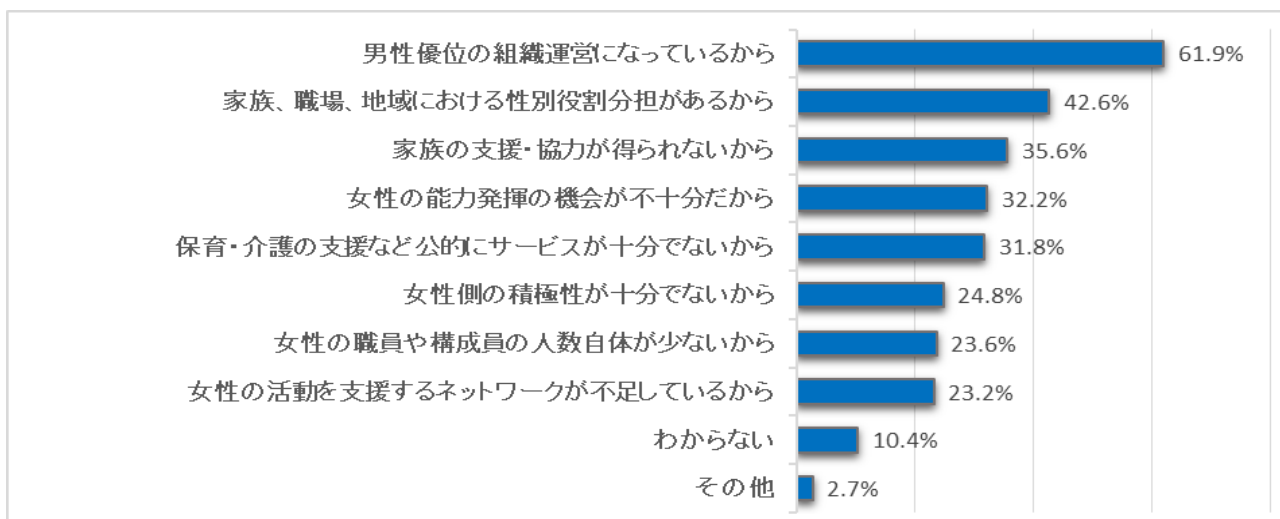
問6. 家庭内における役割について、だれの役割だと思いますか。



問7. 次にあげるような職業や役職において、今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか。

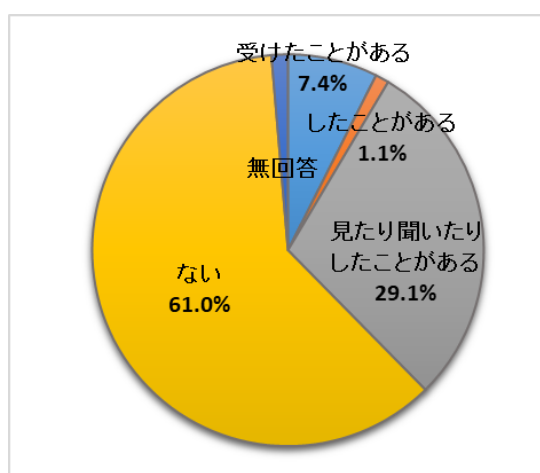


問8. 問7にあげたような職業や役職において、女性があまり進出していない理由は何だと思いますか。

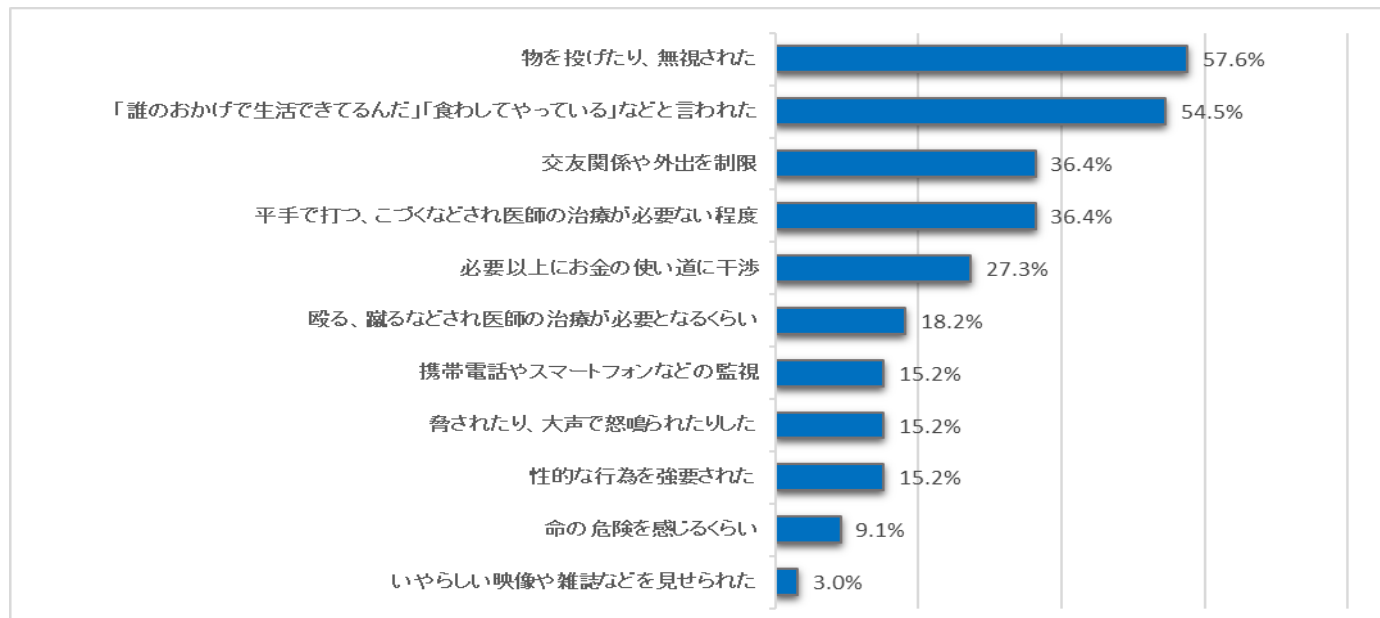


【女性が安心・安全に暮らせる環境づくり】

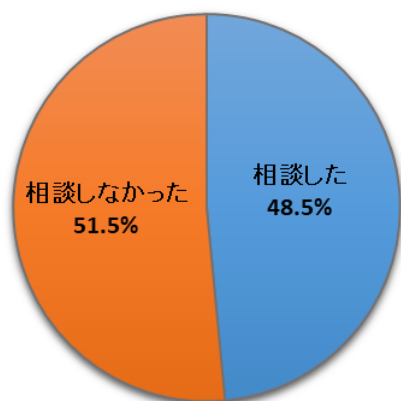
問9. DVが社会的な問題になっていますが、あなたの身近にこのような暴力がありますか。



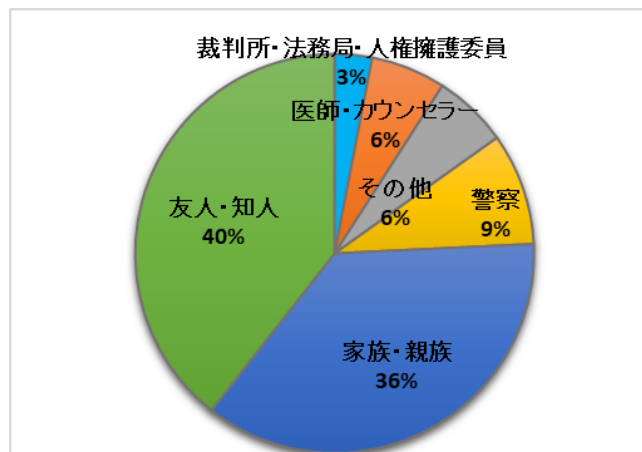
問 10. 問 9 でDVを自分自身が受けたことがある方で、内容はどのようなものでしたか。



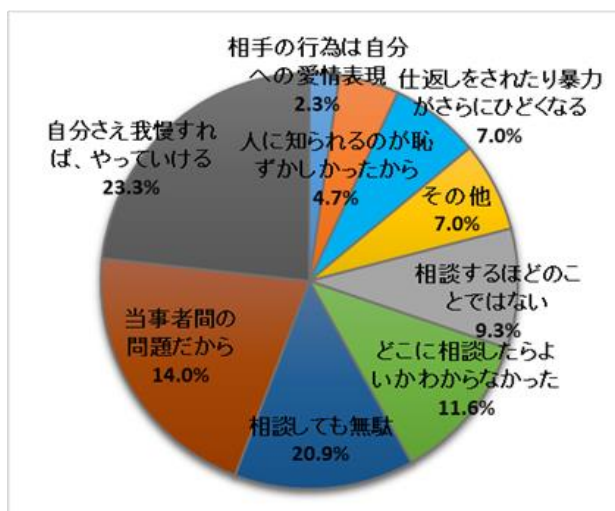
問 11. 問 9 でDVを自分自身が受けたことがある方で、誰かに相談しましたか。



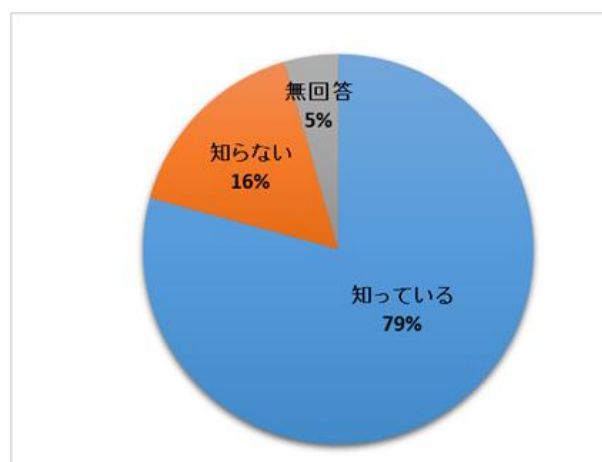
問 12. 問 11 で相談した方で、誰にまたはどこに相談しましたか。



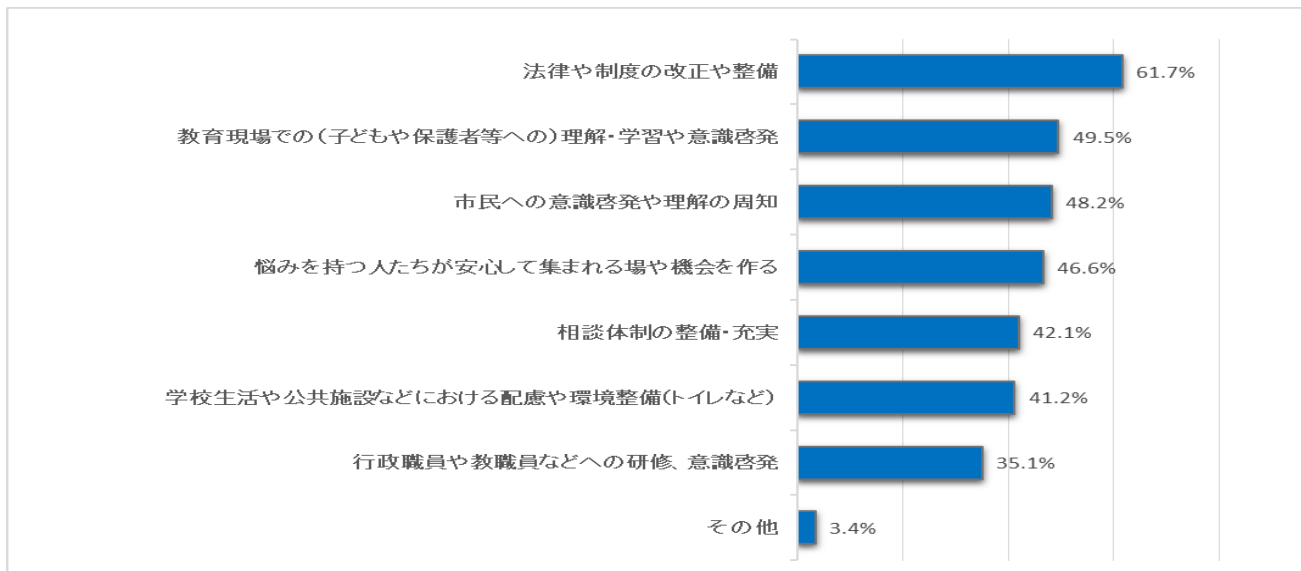
問 13. 問 11 で相談しなかった方で、相談しなかった理由



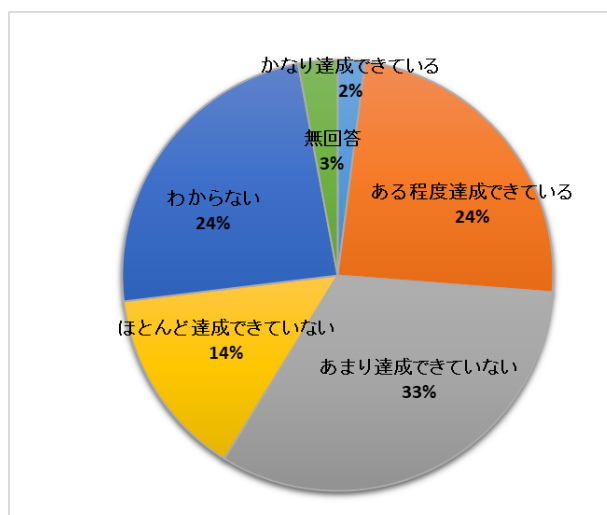
問 14. 性的少数者またはLGBTという言葉の意味を知っていますか。



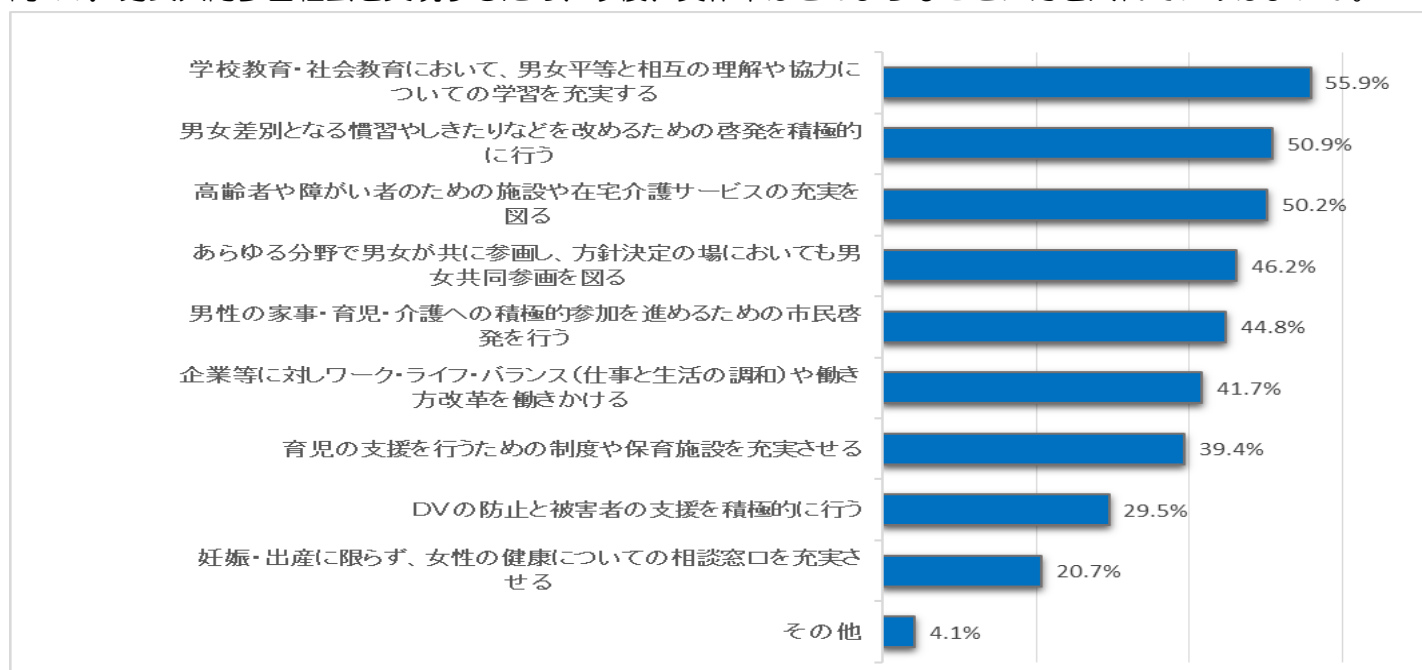
問 15. 性的少数者の人たちが暮らしやすい社会を作るためには、どのような取組が必要ですか。



問 16. 自身の生活や身の回りの環境から判断し、男女共同参画社会は達成できていますか。



問 17. 男女共同参画社会を実現するため、今後、美作市はどのようなことに力を入れていけばよいか。



令和3年度美作市男女共同参画審議会名簿

(順不同)

会 長	長 瀬 鈴 子
副 会 長	平 田 邦 義
委 員	角 南 元 恵
//	鈴 木 悦 子
//	新 免 仁 憲
//	西 山 豊 秋
//	足 立 周 子
//	青 山 美 和 子
//	赤 畑 さ と み
//	丸 山 真 弥
//	岡 本 宜 明
//	小 林 太 一
//	房 常 晶
//	皆 木 い そ 美
//	絹 田 康 雄

第3次美作市男女共同参画プラン

発行年月：令和4年3月

編集：美作市市民部市民課人権・協働係

電話：0868-72-1143 F A X：0868-72-8091

美作市公式ホームページ：<http://www.city.mimasaka.lg.jp/>